

# 青森県報

第三千五百二十五号

平成二十四年

四月十一日

(水曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課)	一
特定行為業務の登録.....	(高齢福祉課)	一
障害福祉サービス事業者の指定.....	(障害福祉課)	二
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定.....	(同)	三
都市計画の変更.....	(都市計画課)	三
右 同.....	(同)	四
右 同.....	(同)	四
右 同.....	(同)	四
公告		
農地保有合理化事業規程の承認.....	(構造政策課)	四
農地保有合理化事業規程の廃止の承認.....	(同)	五
県営土地改良事業計画の決定.....	(農村整備課)	五
右 同.....	(同)	六
右 同.....	(同)	六
出先機関		
土地改良事業の工事の完了.....	(東青地域)	六
土地改良区の役員退任.....	(三八地域)	六

土地改良区の役員退任.....

(東北地域)局...七

## 告示

青森県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三村 申吾

事業者	事業所	指定年月日
株式会社善世 弘前市大字五代 字従弟沢一〇三 〇の五〇	訪問看護ステーション高館 弘前市大字五代字 沼田一三の五	平成 二十四 年四月 十一日

青森県告示第三百二十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三村 申吾

登録番号	年月日	氏名又は 名称	住所	事業所 所在地	業務開始 年月日	備考
------	-----	------------	----	------------	-------------	----

〇〇三〇〇〇 〇九	〇〇三〇〇〇 〇八	〇〇三〇〇〇 〇七	〇〇三〇〇〇 〇六	〇〇三〇〇〇 〇五	〇〇三〇〇〇 〇四	〇〇三〇〇〇 〇三	〇〇三〇〇〇 〇二	〇〇三〇〇〇 〇一
"	"	"	"	"	"	"	"	平成 二四・四・一
会法人吉福祉 幸祉	会法人吉福祉 幸祉	会法人吉福祉 幸祉	会法人吉福祉 幸祉	会法人吉福祉 幸祉	さ法人あ福祉 じ祉	会法人秋福祉 葉祉	会法人秋福祉 葉祉	会法人秋福祉 葉祉
平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	町外東 八三ヶ津 〇三ヶ濱 〇新町郡	三山字字八 八三三八河 〇の太原市 一郎木大	三山字字八 八三三八河 〇の太原市 一郎木大	三山字字八 八三三八河 〇の太原市 一郎木大
里うスシ なぎイト のゆト	ぎム老特別 のゆ人養 ナホ護	ろスシ くイト 苑イト みト	ろスシ くイト 苑イト みト	み福介 ろ祉護 く施老 苑設人	いム老特別 あ人ホ養 じあ護	いム老特別 あ人ホ養 じあ護	いム老特別 あ人ホ養 じあ護	いム老特別 あ人ホ養 じあ護
二田佐井下 五井村北 五字大都 の原字佐	二田佐井下 五井村北 五字大都 の原字佐	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	町外東 八三ヶ津 〇三ヶ濱 〇新町郡	七ノ大北北 沢浦町北 一字大都 二境字東	七ノ大北北 沢浦町北 一字大都 二境字東	七ノ大北北 沢浦町北 一字大都 二境字東
"	"	"	"	"	"	"	"	平成 二四・四・一
介入指 護所定 生活短 期	施設老 指人定 設人福 護祉介	介入指 護所定 生活短 期	介入指 護所定 生活短 期	施設老 指人定 設人福 護祉介	施設老 指人定 設人福 護祉介	介入指 護所定 生活短 期	介入指 護所定 生活短 期	施設老 指人定 設人福 護祉介

社会福祉法 人愛生会	社会福祉法 人博敬会	特定非営利 活動地域人 生活支援セ ンター	医療法人社 団清泉会	医療法人社 団清泉会	名 称 主たる事務 所の所在地	指定障害福祉サ ービス業者
五所川原市大 字千代鶴一	三沢市南町三 丁目三七八	八戸市東白山 台二丁目二	五所川原市字 芭蕉一八の四	五所川原市字 芭蕉一八の四	障害福祉サ ービス	
生活介護	就労継続 B型支援	生活介護	共同生活 支援	共同生活 介護	名 称 事 業 所	障害福祉サ ービスを行 う
施設障害者支 援青松園	就労継続 B型事業支 援施設サ ークス	ハナハナ	共同生活 事業所ラ マベラ	共同生活 事業所ラ マベラ	所 在 地	
五所川原市大 字千代鶴一	上北郡おいら せ町中平下長 根山七四〇	三沢市南町三 丁目三三二	五所川原市字 芭蕉四八の二	五所川原市字 芭蕉四八の二	指 定 日	平成 二四・四・一
"	"	"	"	"		

青森県告示第百二十六号  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、  
 次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したため、同法第五十一条第一号の  
 規定により公示する。  
 平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

〇〇三〇〇〇 〇一〇	"	会法人吉福祉 幸祉	平日田子三 六市子町戸 〇上字大都 ノ七字田	里うスシ なぎイト のゆト	二田佐井下 五井村北 五字大都 の原字佐	"	介入指 護所定 生活短 期
---------------	---	--------------	---------------------------------	---------------------	-------------------------------	---	------------------------

上北地方 教育・福祉 事務組合	上北地方 教育・福祉 事務組合	上北地方 教育・福祉 事務組合	上北地方 教育・福祉 事務組合	上北地方 教育・福祉 事務組合	上北地方 教育・福祉 事務組合	財団法人 誠会	財団法人 誠会	社会福祉 法人 社会愛生会	社会福祉 法人 社会愛生会	社会福祉 法人 社会愛生会	社会福祉 法人 社会愛生会
上北郡七戸町 蛇坂五五の八	上北郡七戸町 蛇坂五五の八	上北郡七戸町 蛇坂五五の八	上北郡七戸町 蛇坂五五の八	上北郡七戸町 蛇坂五五の八	上北郡七戸町 蛇坂五五の八	十和田市西二 三番町一の一	十和田市西二 三番町一の一	五所川原市大 字金山字千代 鶴一四二	五所川原市大 字金山字千代 鶴一四二	五所川原市大 字金山字千代 鶴一四二	五所川原市大 字金山字千代 鶴一四二
就労継続 B型支援	就労移行 支援	共同生活 介護	就労継続 B型支援	施設入所 支援	生活介護	共同生活 援助	自立訓練 (生活訓練)	重度訪問 介護	居宅介護	施設入所 支援	短期入所
公立ぎん な寮	公立ぎん な寮	ケアホーム ふきのとう	フレンドリ ホーム くもくも	公立からま つ寮	公立からま つ寮	共同生活 支援 ズハウス	自立訓練 事業 ドハウス	青松園ヘル ス パーステ ーション	青松園ヘル ス パーステ ーション	障害者支 援施設 青松園	障害者支 援施設 青松園
上北郡東北 大町一〇の 一	上北郡東北 大町一〇の 一	上北郡七戸 町三	十和田市大 字三本木字西 金崎三六九 の五	上北郡七戸 町二作田道五 二の二	上北郡七戸 町二作田道五 二の二	十和田市西 二一三番町 一の四三	十和田市西 二一三番町 五の五	五所川原市 大字金山字 千代鶴一四 二	五所川原市 大字金山字 千代鶴一四 二	五所川原市 大字金山字 千代鶴一四 二	五所川原市 大字金山字 千代鶴一四 二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

上北地方 教育・福祉 事務組合	上北郡七戸町 蛇坂五五の八	施設入所 支援	公立ぎん な寮	上北郡東北 大町一〇の 一	〃
上北地方 教育・福祉 事務組合	上北郡七戸町 蛇坂五五の八	共同生活 援助	きぼう	上北郡七戸 町二影津内六 三の二	〃

青森県告示第百二十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
公立からまつ寮	上北郡七戸町作田道五二の一	〃
公立ぎんな寮	上北郡東北町大字大浦字南平一〇の一	〃

青森県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、黒石都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、黒石市建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、三沢都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課、三沢市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図

- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び十和田市建設部都市整備建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

# 公 告

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、公益社団法人あおもり農林業支援センターが定めた農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地売渡信託等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

農地貸付信託事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号の二に掲げる事業をいう。）

農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業をいう。）

研修等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

農地保有合理化事業規程の廃止の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八條第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社の農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により公告する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地売渡信託事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

農地貸付信託事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号の二に掲げる事業をいう。）

農業生産法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業をいう。）

研修等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定により、南沢地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十二日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定により、大平地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十二日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七條第一項の規定により、淋代平揚水機場地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十二日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

三沢市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、鳥舌内地区の県営土地改良事業（農地整備事業（通作条件整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十二日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、黒岡地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十二日から同年五月十四日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

野沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月十一日

東青地域県民局長 北 山 功 三

一 県営土地改良事業の名称

畑地帯総合整備事業（担い手支援型）（農道整備）（営農用水施設整備）

二 完了年月日

平成二十四年三月七日

土地改良区の役員 の 退 任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員 の 退 任 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 十 七 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る 。

平成二十四年四月十一日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	夏堀 義雄	三戸郡南部町大字苦米地字町中二六	平成二四・三・七

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年四月十一日

上北地域県民局長 中 田 哲

区役員別の	氏名	住 所	就任の年月日
監事	漆坂 憲	十和田市大字奥瀬字大堀平一六六の二	平成 <sub>二四</sub> ・ <sub>三</sub> ・ <sub>二七</sub>

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭